

(使用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークを使用することはできない。

- (1) 市民の利益を害するおそれがある場合
- (2) 営利を主たる目的とする場合
- (3) 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用方法が適当でないと認められる場合
- (8) ロゴマークの使用者が下記の項目に該当する場合

ア 役員等（使用者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、使用者が法人である場合にはその役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めた場合